

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

保健福祉部障害福祉課

1 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）等の一部改正に伴い、指定小規模多機能型居宅介護事業者※¹等（以下「事業者等」という。）が自立訓練※²を提供する際に満たすべき基準を定めること等のため、所要の改正をしようとするものである。

※¹ 居宅において介護を受ける要介護者について、その者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の支援及び機能訓練のサービスの事業を行う者をいう。

※² 障害者について、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスをいう。

2 改正の概要

- (1) 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正
 - ア 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人以内とするなど、事業者等が自立訓練を提供する際に満たすべき基準について、基準省令と同様の内容を定める。
 - イ 所要の規定の整備を行う。
- (2) 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正
所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

平成28年4月1日